5　「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。

6　委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の２第１項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。

・届出者の氏名又は名称
・届出者に係る第39条第２項に規定する届出番号
・届出年月日
・届出者の法人番号
・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務

7　記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

8　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

**様式第34**（第39条第４項関係）　［新設］

媒介等の業務変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名　（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
印

届出年月日及び届出番号
法人番号　（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）